

鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、千葉県内の消防本部（局）と鉄道軌道事業者との相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、千葉県の調整の下、この協定書を定める。

（用語の定義）

第1条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 鉄道災害とは、鉄道軌道路線における人身事故及び火災（鉄道沿線火災も含む。）等をいう。
- （2） 甲とは、千葉県内の消防本部（局）で別表のとおりとする。
- （3） 乙とは、千葉県内で運行する鉄道軌道事業者で別表のとおりとする。
- （4） 丙とは、千葉県総務部消防地震防災課で別表のとおりとする。
- （5） 消防隊とは、甲が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- （6） 現場責任者とは、乙が派遣する現場の責任者をいう。
- （7） 指揮者とは、消防隊の現場最高責任者をいう。
- （8） 消防活動とは、甲が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊の活動をいう。
- （9） 支援活動とは、乙が行う消防活動時における協力活動をいう。

（鉄道災害発生時等の緊急通報）

第2条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法(昭和23年法律第186号)第24条（同法36条により準用する場合を含む。）に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては、次の事項について情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- （1） 災害の種別（火災、救助、救急）
- （2） 発生時刻

- (3) 発生場所（住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）
 - (4) 負傷者の人数及び状況
 - (5) 消防隊が向かう入口（中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等）
 - (6) 現場責任者の派遣状況、その職名等
 - (7) 列車の運行状況及び電源遮断の有無
 - (8) その他、乙がすでに実施している事項
- (指定連絡先)

第3条 甲及び乙は、119番通報の他に連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

- 2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第4条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第2条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

- 2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。
- 3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者等)

第5条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

- 2 指揮者と現場責任者は、相互に連携し、軌道内における安全を確保する。
- 3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報の共有)

第6条 現場責任者は、次の事項について把握している情報を消防隊が消防活動を行う前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて、災害発生場所等への誘導を行う。

- (1) 災害状況
- (2) 列車の運行状況
- (3) 負傷者及び避難の状況
- (4) 監視員の配置状況
- (5) 電源遮断措置等の有無
- (6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況
- (7) 換気、排煙設備、その他の消防用設備等の運転状況

2 指揮者は、人員、任務等消防活動の体制及び方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第7条 鉄道災害が発生し、避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内及び車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(消防活動の連携)

第8条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な消防活動及び支援活動を実施する。

- (1) 指揮者は、災害現場において消防活動を開始する前に、現場責任者に対して第6条第1項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により列車停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し消防活動を開始する。
- (2) 災害現場に現場責任者が不在で、前項の確認及び協議が行えない場合は、指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を開始する。
- (3) 現場責任者は、指揮者が行う消防活動に対し、必要な支援活動を行う。
- (4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じて列車の電源遮断、技術者の派遣、消防活動への助言及び資機材の提供等を求める。
- (5) 現場責任者は、前号の求めに対し、状況に応じた措置を行う。

(6) 指揮者は、消防活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。

(7) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者及びその他関係機関担当者が協議し、安全を確認した後に行う。

(連携の範囲)

第9条 鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（鉄道敷地内）及び駅構内の消防活動で、次のとおりとする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

(1) 救助事故

(2) 救急事故

(3) 火災（車両、その他）

(4) 火災原因調査

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第10条 甲の消防活動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合には、甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出勤への支障のおそれを予期した場合には、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第11条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携並びに効果的な消防活動及び支援活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両方で協議する。

(1) 高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法

(2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等

2 甲及び乙は、鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を相互に交換する。

(訓練)

第12条 甲及び乙は鉄道災害時における消防活動及び支援活動を円滑に遂行するため、連携し訓練の実施に努める。

(千葉県総務部消防地震防災課の役割)

第13条 丙は、この協定書の効果的な履行のため、必要に応じ甲及び乙による連絡会議を開催する等消防組織法(昭和22年法律第226号)第29条の規定に基づき支援を行う。

2 甲及び乙は、この協定書の効果的な履行のため、丙に対し甲及び乙による連絡会議の開催を求めることができる。

(連絡会議)

第14条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙による連絡会議で協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書47通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月31日